





「尼崎市浴場業に関する条例」 が改正されました

令和3年4月1日施行

国の公衆浴場の衛生管理や風紀等の基準の考え方については、「公衆浴場における水質基準等に関する指針」及び「公衆浴場における衛生等管理要領」において示されていますが、近年、入浴施設を原因とするレジオネラ症発症患者が増加傾向にあり、施設における衛生管理の重要性が再認識されていること等を踏まえ、より適正な水質基準やレジオネラ症対策のための衛生管理の基準及び混浴制限年齢の目安について見直しされ、新たに示されたところです。これらの基準については、「尼崎市浴場業に関する条例（以下「条例」という。）」で規定していることから、本市の実情を踏まえた上で、条例を一部改正し、令和3年4月から施行することといたします。

つきましては、以下の改正内容についてご了知いただき、適切な衛生管理に努めていただきますようお願いいたします。

水質基準

	浴槽水 	浴用の水※  (水道水以外を使用する場合)
色度	—	5度以下
濁度	5度以下	2度以下
水素イオン指数(pH)	—	5.8~8.6
変更	全有機炭素 (TOC) の量	8 mg/L 以下
	大腸菌群	1 個/mL 以下
変更	大腸菌	検出されないこと
	レジオネラ属菌	検出されないこと

※給水栓等から供給される水及び湯

1. 変更点

(1) 有機物汚染の指標

過マンガン酸カリウム (KMnO₄) 消費量 ⇒ **全有機炭素 (TOC) の量**

【理由】従来は、過マンガン酸カリウム消費量で有機物の量を測定していましたが、水中有機物の種類によって消費量が異なる等の問題が指摘されていたため、より最適な指標である全有機炭素 (TOC) の量に改めました。

(2) 糞便汚染の指標 (浴用の水の場合)

大腸菌群 ⇒ **大腸菌**

【理由】糞便汚染の指標としては、大腸菌が最適ですが、培養技術等の問題から大腸菌群が代替指標として用いられてきました。しかし、近年、迅速・簡便な大腸菌の培養技術が確立されて技術的問題が解決されたため、最適な指標である大腸菌に改めました。

2. 営業者の必要な取組

- 水質検査：自主検査を 1 回／年以上 実施
- 記録の保存：3 年以上 保存

消毒に関する基準

- 遊離残留塩素濃度を 0.4mg/L 以上に保つこと。
- 測定記録を測定日から 3 年以上保管すること。



【理由】従前より、循環設備から浴槽内に供給される水及び湯の消毒に関して、遊離残留塩素濃度を 0.4mg/L 以上に保つよう管理していただいておりますが、レジオネラ対策として塩素濃度管理が最重要であるため、基準を明記することとしました。

衛生管理基準



浴槽水の換水	循環設備がある場合	1 回/週 以上完全に排水して、浴槽の清掃を行うこと
	循環設備がない場合	毎日完全に排水して、浴槽の清掃を行うこと
ろ過器の洗浄		1 回/週 以上洗浄すること
循環配管の消毒		1 回/年 以上、循環配管の生物膜を適切な消毒方法で除去すること
水位計配管		定期的に清掃し、消毒すること
シャワー		定期的に清掃し、消毒すること
集毛器		毎日 清掃し、定期的に消毒すること
気泡発生装置等		定期的に清掃し、消毒すること
上記以外の入浴設備		定期的に清掃し、消毒すること

変更

【理由】レジオネラ症患者の感染原因から、入浴設備の衛生管理についても重要性が明らかになってきていることから、管理基準を追加しました。

混浴制限年齢

国の衛生管理要領における、男女の混浴制限年齢が改正されたため、国の基準に準拠して、混浴禁止の年齢要件を、「10 歳以上」から、「7 歳以上」に改めました。

問合せ先

尼崎市保健所 生活衛生課
電話 06-4869-3017

